

# 行政機関等匿名加工情報制度について

行政機関や地方公共団体等が公表した個人情報ファイル簿に対し、民間企業から提案があった場合、適合性を審査した上で契約し、匿名加工情報を提供するもので、都道府県及び政令指定都市に導入が義務付けられた制度。

## ① 「行政機関等匿名加工情報」とは

行政機関が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工し、かつ、復元できないようにした情報（≠個人情報：第三者への提供について本人の同意は不要）

## ② 行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する基準（個人情報保護法施行規則第62条）

ア 特定の個人を識別することができる記述（氏名、生年月日等）の全部又は一部を削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男、119 歳 → I D 12345、~~小倉 太郎~~、男、119 歳

イ 個人識別符号（基礎年金番号、介護保険証に記載された番号等）の全部を削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → I D ~~12345~~ ~~小倉 太郎~~、男、119 歳

ウ 個人情報と他の情報とを連結する符号（管理用 ID 等）の削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → ~~I D~~ ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、119 歳

エ 特異な記述等（家族構成等）を削除

例) I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → ~~I D~~ ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、~~119 歳~~

## ③ 提案募集の具体的な流れ



## ④ 提供に際しての主な審査基準

ア 提案事業者が提案する加工の方法が、特定の個人を識別できず、また保有個人情報を復元できないように②の基準に適合すること

イ 提案事業者の提案する事業の目的及び内容が、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものであること

例) 健康や福祉関連等の情報を活用した新たなビジネスの創出

医療機関が保有する医療情報を活用した病気の予防や新薬の開発

ウ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置（提案事業者が講ずる行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止、適切な管理のための措置）が、本人の権利利益を保護するために適切なものであること